

議案第 57 号

東郷町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について

東郷町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 4 年 11 月 28 日提出

東郷町長 井 俣 憲 治

説 明

この案を提出するのは、個人情報の保護に関する法律の一部改正等に伴い必要があるからである。

## 東郷町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

東郷町情報公開・個人情報保護審査会条例（平成16年東郷町条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「東郷町個人情報保護条例（平成16年東郷町条例第40号。以下「個人情報保護条例」という。）第39条第2項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項」に改める。

第3条第1号中「個人情報保護条例第2条第1号」を「個人情報保護法施行条例第2条第1項」に改め、同条第2号中「個人情報保護条例第39条第2項」を「法第105条第3項において準用する同条第1項」に改め、同条第4号中「個人情報保護条例第22条第1項、第32条第1項又は第38条第1項」を「法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項」に、「個人情報保護条例第2条第5号に規定する保有個人情報」を「法第60条第1項に規定する保有個人情報のうち同項に規定する地方公共団体等行政文書に係るもの」に改める。

第8条第1項及び第3項中「審査会は、」の次に「審査請求に係る事件に関し」を加え、「開示決定等に係る」を削り、同条第4項中「参加人」の次に「（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）」を加える。

第9条第2項中「前項」を「前項本文」に改め、同条第3項中「申立人」を「審査請求人又は参加人」に改める。

第11条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 審査会は、前項の規定による閲覧等をさせようとするときは、当該閲覧等に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第11条に次の3項を加える。

4 第1項の規定による閲覧等に係る手数料は無料とし、写しの作成及び送付に要する費用は当該審査請求人等の負担とする。

5 前項の費用の額の算定については、東郷町行政不服審査法施行条例（平成28

年東郷町条例第4号) 第5条の規定を準用する。この場合において、同条中「法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項(他の法令において準用する場合を含む。)」の条例で定める手数料(以下この条から第7条までにおいて「手数料」という。)とあり、及び同条後段中「手数料」とあるのは「前項の費用」と読み替えるものとする。

6 審査会は、第1項の規定による写しの交付を受ける審査請求人又は参加人が経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、第4項の費用を減額し、又は免除することができる。

第12条(見出しを含む。)中「調査審議」を「審査請求に係る調査審議」に改める。

第13条中「審査会は、」の次に「審査請求に係る」を加える。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この条例による改正後の東郷町情報公開・個人情報保護審査会条例(以下「新条例」という。)の規定は、施行日以後にされた新条例第2条各号に掲げる事項に係る諮問について適用し、施行日前にされたこの条例による改正前の東郷町情報公開・個人情報保護審査会条例第2条各号に掲げる事項に係る諮問については、なお従前の例による。

## 議案の概要

### 1 改正理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の施行による個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の一部改正等に伴い必要があるからである。

### 2 改正内容

- (1) 東郷町個人情報保護法施行条例の制定による東郷町個人情報保護条例（平成16年東郷町条例第40号）の廃止に伴い、同条例の引用条項を法又は東郷町個人情報保護法施行条例の規定に改めること。（第2条及び第3条関係）
- (2) その他所要の規定を整備すること。

### 3 施行期日等

- (1) 令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行すること。
- (2) 施行日前にされた諮詢については、なお従前の例によること。